

## 四日市市結婚祝金給付制度に関する FAQ（令和6年4月1日時点版）

### Q1 どのような人が対象となりますか？

A 対象要件として想定しているのは、主に以下の4点。

- ①令和5年4月1日以降に、新規に婚姻届を提出した夫婦
- ②夫婦ともに39歳以下
- ③婚姻届提出後、6か月以内に夫婦ともに四日市市に居住していること
- ④一定期間以上、四日市市に居住する意思があること

添付書類として、戸籍謄本、住民票、市税の完納証明書が必要となります。



### Q2 なぜ、39歳以下が対象ですか？

A 結婚支援については、国を挙げて取り組み始めているところであり、結婚新生活を支援する国の制度に準じて39歳以下としています。国の制度は、所得制限が設けられたりしていますが、本市では結婚して市内に住んでいただく若年層の夫婦を幅広く応援していくために、新生活をスタートさせる夫婦全てを対象として、（所得制限を設けることなく）結婚祝金としてお渡します。

### Q3 再婚の場合も対象になりますか？

A 再婚であっても対象となります。ただし、夫婦のどちらかが、この給付金を過去に受けている場合には、再度、受けることはできません。

### Q4 令和5年3月中旬に他自治体で婚姻の届出を行い、引越しにより令和6年4月1日に四日市市に転入しましたが、対象となりますか？

A 婚姻届の提出は令和5年4月1日以降としているため、対象となりません。

### Q5 令和5年9月中旬に婚姻の届出を行いましたが、対象となりますか？

A 申請期限を婚姻届出の日より6か月以内としていますので、対象となりません。

### Q6 令和6年4月1日に居住している他自治体で婚姻届けを提出しました。転勤で8月に四日市市へ転入する予定ですが、対象となりますか？

A 対象となります。ただし、夫婦ともに四日市市に一定期間以上居住する意思があること。また、申請期限を婚姻届出の日より6か月以内としていますので、期間内に申請していただくことが必要です。



**Q7 夫婦ともに四日市市民で、四日市市で令和6年4月1日以降に婚姻届を提出し、結婚後の新本籍は夫の実家の他自治体に置きますが対象となりますか？**

A 婚姻届を提出する自治体やその後の夫婦の本籍地は四日市市である必要はありません。その後、一定期間以上、四日市市に居住していただくことが要件となります。

**Q8 一定期間の居住とはどのくらいなのでしょう？**

A 要綱第2条のとおり、結婚祝金の交付の決定を受けた日から2年以上、夫婦で四日市市に居住していただくこととなります。

**Q9 この祝金を受けた後に、四日市市に居住しなくなった場合は返還しなければならないのですか？**

A 転勤などの不可抗力によって四日市市を離れる場合の返還は想定していません。虚偽や不正な手段で結婚祝金の交付を受けたことが判明した場合は返還を求めることとなります。

**Q10 要綱に返還の免除規定がないが、夫婦どちらかが死亡した場合や離婚した場合はどうなりますか？**

A 第7条で虚偽又は不正な手段の場合は返還を求めるとしています。配偶者の死亡や離婚は、第7条には該当しません。

**Q11 夫婦ともに外国籍の四日市市民で、四日市市で令和6年4月1日以降に婚姻届を提出する予定ですが対象となりますか？**

A 対象となります。夫婦ともに外国籍の方の場合、戸籍謄本の代わりに婚姻届の受理証明書を添付してください。受理証明書は、婚姻届を提出した自治体で発行を受けてください。

**Q12 結婚祝金受領までの流れを教えてください。**

A 四日市市結婚祝金交付申請書に氏名や振込口座等を記入し、必要書類（戸籍謄本、住民票、完納証明書）を添付し、市役所こども未来課へ提出（郵送可）してください。提出後、審査確認のうえ、書類に不備等がなければ、1か月を目途に結婚祝金を入金いたします。

**Q13 戸籍謄本の取得窓口はどこですか？**

A 夫婦の本籍がある自治体で取得してください。市外に本籍がある場合でも、四日市市の窓口（市民課、各地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンター）で交付を受けられる場合がありますので、詳しくはお尋ねください。

四日市市に夫婦の本籍がある場合、市役所市民課をはじめ各地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンターで取得できます。また、マイナンバーカード所持者で、かつ住所と本籍が四日市市の方はコンビニエンスストアでも取得可能です。



**Q14 住民票の取得窓口はどこですか？**

A 四日市市役所市民課をはじめ各地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンターで取得できます。また、マイナンバーカード所持者で、かつ住所が四日市市の方はコンビニエンスストアでも取得可能です。

**Q15 完納証明書の取得窓口はどこですか？**

A 四日市市役所市民税課で取得のうえ、提出してください。  
(各地区市民センター、市民窓口サービスセンターでは取得できません。)

**Q16 結婚祝金を受けた場合、所得税の課税対象となりますか？**

A 一時所得として所得税の課税対象となります。一時所得は、所得金額の計算上、特別控除額 50 万円を控除することとされており、他の一時所得とされる所得との合計額が年間 50 万円を超えないかぎり、確定申告をする必要はありません。

また、一般的な給与所得者の方は、その給与以外の所得金額が 20 万円を越えない場合には、確定申告をする必要はありません。

個別の状況により異なることがありますので、所轄の税務署へお問い合わせください。

